

業務仕様書

1. 業務名称 国有財産一般媒介契約

2. 業務目的物件 別紙のとおり

3. 業務内容

本件業務に係る受託者（以下、「受託者」という。）は、本業務を実施する場合において、一般媒介契約書記載の内容に併せてこの仕様書に基づき、正確かつ誠実に業務を処理しなければならないものとする。

4. 個人情報保護

本業務の履行期間中及び本業務の完了後においても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 6 条第 2 項、第 7 条、第 53 条及び第 54 条の適用があることに十分留意し、個人情報の適切な管理を行うこと。

5. 一般的な事項

- （1） 業務の実施にあたっては、宅地建物取引業法等の各法令規定を順守し、適正に行うこと。
- （2） 業務によって生じた事故等に係る費用については、受託者の負担とする。
- （3） 本業務に係る一般媒介契約書及び本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、その都度、当局監督職員と協議して対応すること。

6. 特記事項

- （1） 買受希望者の探索にあたり、広告や遠隔地への出張等の特別な依頼は行わない。
- （2） 本件一般媒介契約を完了あるいは解約をした場合、直ちに国に身分証明書を返還すること。
- （3） 媒介契約後、当該物件の売払いを中止する等、媒介契約を継続することが困難になった場合、国はその旨受託者に通知することをもって媒介契約を解除することができる。
なお、国は、契約解除等に伴い発生した費用については、一切負担しないものとする。
- （4） 本件業務は、媒介による買受希望者と国との国有財産売買契約に基づく代金の全額の納付（保証金方式の場合は、残代金納付）と所有権移転登記書類の提出を国が受領したことにより完了する。
- （5） 媒介による買受希望者が提出した売払申請書、その他国が必要と認める書類の提出は、物件を管轄する財務局・各財務事務所・各出張所の担当課へ行うこと。
- （6） 買受希望者と国との国有財産売買契約は、物件を管轄する財務局・各財務事務所・各出張所において締結すること。

物件番号	物件を管轄する財務局・各財務事務所・各出張所の担当課	連絡先
3～25	北海道財務局 管財部 第3統括国有財産管理官 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階	電話 011-709-2311 (内線 4475)
26～34	函館財務事務所 管財課 函館市美原3丁目4番4号 函館第2地方合同庁舎 1階	電話 0138-47-8445(代表)
35～41	旭川財務事務所 管財課 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎 東館4階	電話 0166-31-4151(代表)
44～59	釧路財務事務所 管財課 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎 9階	電話 0154-32-0701(代表)
61～65	小樽出張所 管財課 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎 3階	電話 0134-23-4103(代表)
66～72	北見出張所 管財課 北見市青葉町6番8号 北見地方合同庁舎 3階	電話 0157-24-4167(代表)